

富田工場の維持管理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の規定による廃棄物処理施設における維持管理の技術上の基準を実施する方法を以下のとおり、計画します。

施行規則条文(該当部抜粋)	管理の方法
施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	自動燃焼制御装置により、ごみ投入は適切に制御され、処理能力以上の投入はしません。
ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみクレーンによりごみピット内のごみを自動又は手動にて均一に混合します。
燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあっては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあっては外気と遮断した状態、定量ずつ連続的に行うこと。	ごみ投入ホッパ及び給じん装置により、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入します。
燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	自動燃焼制御装置により、800℃以上に保つよう常時自動監視制御を行います。
焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。	自動燃焼制御装置により、熱しやく減量が10%以下になるように焼却します。
運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転開始時に助燃装置を作動させることで、炉温を速やかに上昇させます。
運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転停止時に助燃装置の作動により、炉温を高温に保ち、炉内に残留するごみを燃焼し尽くします。
燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室中の燃焼ガスの温度を温度計にて連続的に測定し、かつ、データ処理装置にて記録します。
集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。	焼却炉の下流側にボイラ及び減温塔を設置し、ろ過集じん器に流入する燃焼ガスの温度を200℃以下に冷却します。
集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	ろ過集じん器に流入する燃焼ガスの温度を温度計にて連続的に測定し、かつ、データ処理装置にて記録します。
冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	冷却設備(ボイラ)にたい積したばいじんは、圧力波クリーニング装置(煤払装置)により定期的に除去します。排ガス処理設備(ろ過集じん器)の捕集ばいじんは、パルスジェット方式の払い落とし装置により除去します。
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。	自動燃焼制御装置により、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下(1時間平均値)及び30ppm以下(4時間移動平均値)となるようにごみを焼却します。

施行規則条文(抜粋)	管理の方法
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を分析計にて連続的に測定し、かつ、データ処理装置にて記録します。
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度は、焼却炉の燃焼制御、及び排ガス中への活性炭吹込みによるダイオキシン類の吸着除去により、0.05ng-TEQ/m ³ 以下となるようにします。
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を作業期間2ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録します。
排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	<p>煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる以下の設備を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ばいじんを0.01g/m³以下に除去する高度の機能を有するろ過集じん器（バグフィルタ） ・塩化水素、硫黄酸化物、ダイオキシン類除去装置（活性炭及び消石灰吹込み、苛性ソーダ注入） ・窒素酸化物除去装置（触媒脱硝）
ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備を設けます。
ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじんと薬剤及び水を均一に混合できる混練装置を設けます。
火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	消防の規定に従い火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器や消火栓等の消火設備を備えます。
ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	<p>ごみピット及び投入ステージを建屋で囲い、ごみピットには投入扉等を設置します。投入ステージ出入口では扉と連動してエアカーテンが動作するものとし、ごみピットの悪臭が外部に漏出しないように、ごみピットの空気を焼却炉の燃焼用空気として利用します。また、休炉期間用に脱臭装置を設けます。</p>
蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	薬液噴霧装置を設置し、ごみピットへ薬剤の噴霧を適宜行うことにより、蚊、はえ等の発生の防止に努めます。また、洗浄栓を設置し構内散水を行い、構内の清潔を保持します。

施行規則条文(抜粋)	管理の方法
<p>著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>騒音発生機器は、原則として屋内に設置します。また、必要に応じて壁に吸音材を取り付ける等、騒音を減少させる対策を行います。</p> <p>振動の発生するおそれのある設備機器には、防振装置等の振動対策を行います。</p>
<p>施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。</p>	<p>生活排水及びプラント系排水は下水道排出基準以下に処理できる排水処理設備で処理を行い、場内にて再利用します。再利用できなかった処理水は、下水道放流を行います。</p>
<p>前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。</p>	<p>施設の各設備は機能を維持するために必要な定期点検・補修および法定点検、機能検査を行います。ばい煙及び水質については別紙（排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項）に示す頻度に従い、検査を行います。</p>
<p>市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。</p>	<p>環境省令で定める基準に従い、資格を有する技術管理者を置き、施設の維持管理に従事します。</p>
<p>施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。</p>	<p>関係法令に基づく施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。</p>

排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

1. 排ガスの性状の測定頻度

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五」

「昭和 52 年 環整 95 号」

「大気汚染防止法施行規則 第十五条」

「大気汚染防止法施行規則 第十六条の一二」

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則 第二十一条」

「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則 第十九条」

「ダイオキシン類対策特別措置法 第二十八条」

以上に基づき測定頻度を設定

項 目	計 画 頻 度
硫黄酸化物	2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回
ばいじん	
塩化水素	
窒素酸化物	2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回 及び常時
酸素濃度	常時
温度	
排ガス量	
一酸化炭素	
ダイオキシン類	年1回
水 銀	4ヶ月を超えない作業期間ごとに1回

2. 放流水（プラント排水）の性状の測定頻度

「昭和 52 年 環整 95 号」
「ダイオキシン類対策特別措置法 第二十八条」
「下水道法施行規則 第十五条」

以上に基づき測定頻度を設定

項 目	計画頻度
温度	排水している期間 1日につき、1回
水素イオン濃度	排水している期間 1日につき、1回
生物化学的酸素要求量	排水している期間 14日につき、1回
浮遊物質	排水している期間 7日につき、1回
カドミウム及びその化合物	排水している期間 7日につき、1回
シアン化合物	排水している期間 7日につき、1回
鉛及びその化合物	排水している期間 7日につき、1回
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	排水している期間 7日につき、1回
ダイオキシン類	排水している期間 1年につき、1回
その他の測定項目	排水している期間 7日につき、1回
化学的酸素要求量	月 1 回
大腸菌数	月 1 回